

奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び「第2次奈良県廃棄物処理計画」（平成20年3月策定、以下「廃棄物計画」という。）に基づく産業廃棄物処理対策を推進するため、産業廃棄物を多量に排出する事業所（以下「多量排出事業者」という。）の産業廃棄物の処理に関する計画（以下「処理計画」という。）の作成に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正処理の確保並びに発生抑制、減量化及びリサイクル（以下「減量化」という。）の推進に資することを目的とする。

(多量排出事業者)

第2条 多量排出事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 前年度の産業廃棄物総排出量が500トン以上の事業場を市内に有するもの
- (2) 建設業を営むもの（資本金が4,000万円以上のものに限る。）であって、市内で工事を行うもの
- (3) 前年度の特別管理産業廃棄物総発生量が50トン以上の事業場を市内に有するもの
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院（許可病床数が150床以上のものに限る。）を市内に有するもの

(多量排出事業者の責務)

第3条 多量排出事業者は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生量及び性状を的確に把握し、発生から処分までの全ての過程が常に適正に維持されるよう管理体制の整備及び充実を図ること。
- (2) 産業廃棄物の再生利用、中間処理等を行うことによりその減量化に努めるとともに、物の製造、加工、販売、工事等に際し産業廃棄物の発生を極力抑制するよう努めること。

(処理計画の策定)

第4条 多量排出事業者は、前項に掲げる事項を積極的かつ計画的に推進するために事業場（建設業を営むものにあつては、排出事業場を管理している支店、営業所又は本社）ごとに毎年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の処理計画を策定するものとする。

2 多量排出事業者は、廃棄物計画に定める産業廃棄物最終処分量の減量化目標を達成するために必要な計画を策定するものとする。

(処理計画の提出)

第5条 多量排出事業者は、当該年度の6月30日までに、排出する産業廃棄物の区分に応じ、次の事項を記載した廃棄物処理計画書（別記第1号様式）又は特別管理産業廃棄物処理計画書（別記第2号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (2) 計画期間
- (3) 現に行っている事業に関する事
- (4) 処理に係る管理体制
- (5) 排出の抑制に関する事
- (6) 分別に関する事
- (7) 自ら行う再生利用に関する事
- (8) 自ら行う中間処理に関する事
- (9) 自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事
- (10) 処理の委託に関する事

(実施の状況の報告)

第6条 多量排出事業者は、毎年6月30日までに、排出する産業廃棄物の区分に応じ、前年の4月1日から当該年の3月31日までの1年間の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理に関し、産業廃棄物処理計画実施状況報告書（別記第3号様式）又は特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第7条 多量排出事業者のうち、前年度の発生量が産業廃棄物にあつては1,000トン以上、特別管理産業廃棄物にあつては50トン以上のものが提出若しくは報告した計画及び実施の状況については、奈良市ホームページにおいて公表することとする。

(指導、助言等)

第8条 市長は、多量排出事業者に対し、この要綱の目的を達成するために必要な指導、助言その他の措置を講ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月23日から施行する。

附 則（平成23年5月18日改正要綱）

- 1 この要綱は、平成23年5月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱別記第3号様式及び第4号様式の規定は、平成22年度以後の年度分の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理に係る実施状況報告書について適用する。